

資料 3

第 2 期 中 期 計 画

平成 27 年度計画（案）

地方独立行政法人山梨県立病院機構（以下「県立病院機構」という。）は、第1期中期計画（平成22年4月1日から平成27年3月31日まで）において、山梨県の基幹病院としての使命を十分に認識し、中期目標に定められた政策医療の強化に取り組み、一定の成果を得たところである。

平成27年4月1日から始まる第2期中期計画においても、引き続き山梨県の基幹病院として、多様化する県民の医療ニーズに対応するため、職員一丸となって、第1中期計画の期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間とする。

第2 黒民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとするべき措置

1 医療の提供
山梨県の基幹病院として求められる政策医療の推進をはじめ、県民に信頼される質の高い医療を提供する。
(1) 政策医療の提供
①県立中央病院
専門的・先駆的な医療を提供する。

イ 総合周産期母子医療
県内唯一の総合周産期母子医療センターとして、地域の分娩取扱医療機関との連携及び診療体制の整備・充実を図りながら、ハイリスクの妊娠・胎児及び新生児に対し、総合的、専門的な医療を提供する。
(1) 政策医療の提供
①県立中央病院
専門的・先駆的な医療を提供する。

ウ がん医療
専門的ながん医療の提供、地域との連携協力体制の構築、がん患者に対する相談支援・情報提供などのがん診療連携拠点病院としての機能を充実するとともに、院内により緊密な連携体制を確立する中で、チーム医療を推進するなど、がんの包括的診療体制を充実し、がん医療の質の向上に努める。

(7)がん治療の充実
手術、化学療法及び放射線療法を効果的に組み合わせた集学的治療の推進やがん相談など治療に伴う精神的ケアの支援により、がん治療の充実を図る。

(8) 総合和ケア診療の充実
専門的ながん医療の提供、地域との連携協力体制の構築、がん患者に対する相談支援・情報提供などのがん診療連携拠点病院としての機能を充実するとともに、院内により緊密な連携体制を確立する中で、チーム医療を推進するなど、がんの包括的診療体制を充実し、がん医療の質の向上に努める。

(9) がん治療の充実
手術、化学療法及び放射線療法を効果的に組み合わせた集学的治療の推進やがん相談など治療に伴う精神的ケアの支援により、がん治療の充実を図る。

(10) グノム解析の推進
ゲノム解析センターにおいて、遺伝子情報の解析を行い、科学的根拠に基づいた適切な薬剤投与法や診断法を確立し、患者の個々人に合わせた次世代型のがん医療創出に向けて、臨床と研究の一体的な取組を推進する。

(11) 遺伝カウンセリングの推進
県がんや卵巣がん等遺伝子の関与が疑われるがんの患者等に対してカウンセリングを実施し、得られた結果に基づき適切な治療を行う。

参 考 (平成 26 年度計画)

平成 27 年度計画（案）

第1 黒民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとするべき措置

1 医療の提供

イ 総合周産期母子医療
県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとするべき措置

1 医療の提供
(1) 政策医療の提供
①県立中央病院
救命救急医療、総合周産期母子医療、がん医療をはじめとした県民生活に欠くことのできない医療の提供に向けて、一層の高度化、専門化を図る。
ア 救命救急医療
三次救急医療を担う救命救急センターと各診療科が連携を図り、迅速で効率的な治療を行う。
・ドクターへリの運搬ににより、早期に高度な救命救急医療を提供し、重症患者の搬送時間の短縮や救命率の向上に努めるとともに、神奈川県、静岡県との広域連携による運用を開始する。
・ドクターカーの活用により、医師による早期の治療を進める。

イ 総合周産期母子医療
地域の分娩取扱医療機関との連携を図りながら、ハイリスクの妊娠・胎児及び新生児に対し、総合的、専門的な医療を提供するとともに、長期化するNICUの入院児への通院支援を行う体制を整備する。

ウ がん医療
がん相談支援センターと緩和ケアセンターの設置など、平成26年に開設された「がん診療連携拠点病院」の指定要件を満たすよう必要な設備を整備するとともに、がんの包括的診療体制を整備する。また、デノム解析センターにおいて抗がん剤投与に必要な遺伝子情報の解析を行い、臨床と研究の一体的な取り組みを行う。

(7)がん治療の充実
専門的ながん医療の提供、地域との連携協力体制の構築、がん患者に対する相談支援・情報提供などのがん診療連携拠点病院としての機能を充実するとともに、院内により緊密な連携体制を確立する中で、チーム医療を推進するなど、がんの包括的診療体制を充実し、がん医療の質の向上に努める。

(8) 総合和ケア診療の充実
専門的ながん医療の提供、地域との連携協力体制の構築、がん患者に対する相談支援・情報提供などのがん診療連携拠点病院としての機能を充実するとともに、院内により緊密な連携体制を確立する中で、チーム医療を推進するなど、がんの包括的診療体制を充実し、がん医療の質の向上に努める。

(9) グノム解析の推進
ゲノム解析センターにおいて、遺伝子情報の解析を行い、科学的根拠に基づいた適切な薬剤投与法や診断法を確立し、患者の個々人に合わせた次世代型のがん医療創出に向けて、臨床と研究の一体的な取組を推進する。

(10) 遺伝カウンセリングの推進
県がんや卵巣がん等遺伝子の関与が疑われるがんの患者等に対してカウンセリングを実施し、得られた結果に基づき適切な治療を行う。

中期計画・年度計画

第 2 期 中 期 計 画

参 考 (平成 26 年度計画)

<p>工 難病（特定疾患）医療 専門医の総合的な治療を行うとともに、関係医療機関との連携を強化しながら、最適な医療の提供を行う。</p> <p>オ エイズ医療 患者に対する総合的、専門的な医療を提供するとともに、患者の精神的負担をケアするために、臨床心理士によるカウンセリングを実施する。</p> <p>カ 感染症医療 一類感染症（エボラ出血熱など7疾患）患者を受け入れる病室を活用し、第1種感染症指定医療機関としての医療を提供する。 また、新型インフルエンザ患者など感染症患者に対する外来診療や、重篤患者に対する院内個室を使った入院治療など、専門的な医療を提供する。</p> <p>②県立北病院 増加する救急患者や児童思春期患者に対応するため、医療体制の充実を図り、手厚い治療と多職種治療チームによる総合的で一貫した医療を提供する。</p> <p>ア 精神科救急・急性期医療 集中的な治療を要する患者に、急性期の特性に合わせて、手厚い治療と多職種治療チームによる総合的で一貫した医療を提供することで早期退院を図り、通院や退院後のリハビリテーションに結びつける。</p> <p>イ 専門医療精神科医療 思春期に特有な精神疾患の治療について、児童思春期病棟を中心とした医療を提供するとともに、社会復帰した対象者の通院治療について検討を行う。</p> <p>ウ 心神喪失者等医療観察法に基づく医療 多職種医療機関と連携して病態に応じた医療を提供するとともに、社会復帰した対象者の通院治療について充実を図る。</p> <p>エ 重度・慢性的な医療 慢性的な医療を提供するため、関係機関との連携を強化する。</p> <p>オ 重度・慢性的な医療 慢性的な医療を提供するため、医療従事者の業務負担を軽減し、地域社会への適応を促進する。</p> <p>(2) 質の高い医療の提供</p> <p>①医療従事者の育成・確保 ・質の高い医療を提供するため、引き続き関係機関との連携を図り、医師の確保に努める。 ・研修医向けの実践的講座の充実を図ることとともに、医師の研修内容や育成方法について検討を進めめる。 ・医学生を対象とした臨床研修プログラムの説明会を開催するとともに、病院説明会の実施等の広報活動を行い、臨床研修医の確保に努める。</p> <p>②医師業務補助者及び看護補助者の増員を図る。</p>	<p>工 難病（特定疾患）医療 専門医の総合的な治療を行うとともに、関係医療機関との連携を強化しながら、最適な医療の提供を行う。</p> <p>オ エイズ医療 患者に対する総合的、専門的な医療を提供するとともに、患者の精神的負担をケアするために、臨床心理士によるカウンセリングを実施する。</p> <p>カ 感染症医療 一類感染症（エボラ出血熱など7疾患）患者を受け入れる病室を活用し、第1種感染症指定医療機関としての医療を提供する。</p> <p>②県立北病院 増加する救急患者や児童思春期患者に対応するため、医療体制の充実を図り、手厚い治療と多職種治療チームによる総合的で一貫した医療を提供する。</p> <p>ア 精神科救急・急性期医療 集中的な治療を要する患者に、急性期の特性に合わせて、手厚い治療と多職種治療チームによる総合的で一貫した医療を提供することで早期退院を図り、通院や退院後のリハビリテーションに結びつける。</p> <p>イ 専門医療精神科医療 思春期に特有な精神疾患の治療について、児童思春期病棟を中心とした医療を提供するとともに、社会復帰した対象者の通院治療について検討を行う。</p> <p>ウ 心神喪失者等医療観察法に基づく医療 多職種医療機関と連携して病態に応じた医療を提供するとともに、社会復帰した対象者の通院治療について充実を図る。</p> <p>エ 重度・慢性的な医療 慢性的な医療を提供するため、関係機関との連携を強化する。</p> <p>オ 重度・慢性的な医療 慢性的な医療を提供するため、医療従事者の業務負担を軽減し、地域社会への適応を促進する。</p> <p>(2) 質の高い医療の提供</p> <p>①医療従事者の育成、確保及び定着 高度で専門的な医療を提供するため、医療従事者の業務負担を軽減し、医師・看護師等（以下「医療従事者」という。）の育成、確保及び定着に努める。</p> <p>②医師業務補助者及び看護補助者を増員する。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第 2 期 中 期 計 画

中期計画・年度計画

平成 27 年度計画（案）

- ② 7 対 1 看護体制への柔軟な対応
患者一人一人の状況に応じた可能な細かな看護を実施し、患者にとって良好な医療環境を確保するため、県立中央病院において、今後変革が予想される7対1看護体制への柔軟な対応を図る。
- ③ 医療の標準化と最適な医療の提供
治療内容などタイムスケジュールを明確に示すことで患者の不安を解消するなどに、治療・検査・クリニカルバスを推進する。
・DPCから得られる多様な診療情報を活用し、医療の標準化や効率化を図る。
- ④ 高度医療機器の計画的な更新・整備
各種高度医療機器を計画的に更新・整備するとともに、適切な維持管理を行う。
- ⑤ 病院施設の適切な修理・改善
病院施設の修理・改善を計画的に行い、その機能の維持・強化を図る。
- ⑥ 黒民に信頼される医療の提供
黒民に信頼される医療の提供を行い、その機能の維持・強化を図る。
- ⑦ 黒民に信頼される医療の提供
医療安全対策への対応として、疾病や診療に関する十分な説明を行い、患者・家族の理解を得ることともに、医療安全対策を徹底し、県民に信頼される医療の提供に努める。

- ① 医療安全対策の推進
アリスクマネージャーの活用
アリスクマネージャーを配置した医療安全管理室の機能を活かして、医療安全に関する情報の収集や分析を行ふとともに、各部門のリスク管理責任者への研修など医療安全教育を行ふとともに、各部門のリスク管理責任者への研修などを実施する。
・情報の共有化
より確かな医療安全対策を講じるために、医療従事者間における医療関係情報の共有化を図る。
・医療事故への対応
医療事故が発生した際の事故調査委員会の設置やその対応マニュアルの作成など、医療事故への対応を図る。
- ② 医療倫理の確立
患者の尊厳を尊重する医療倫理を確立するため、倫理委員会でのチェックや職員研修を実施する。
- ③ 患者・家族との信頼・協力関係の構築
医療の特性・医療行為の内容と効果及び副作用・リスクに関する十分な説明と理解（インフォームド・コンセント）に基づき、最適な医療を提供する。
・医療行為等に関して、医療行為の相違などが生じた場合には、担当医師等を中心として、真摯にかつ適切な対応を図る。
- ④ 医薬品の安心・安全な提供
中央病院の病棟への薬物輸入の配置を推進し、病棟薬剤業務の拡充を図ることで、医薬品の処方、投薬の安全性等の確保に努め、患者への服薬指導をさらに推進する。
- ⑤ 患者サービスの向上
外来患者の待ち時間や患者満足度調査を毎年定期的に実施し、より正確な実態の把握に努め、診療予約制度の効率的運用や受付から精算までの患者の流れをさらに円滑にするとともに、病院職員の接遇強化などにより、患者サービスの向上に努める。
- ⑥ 診療情報の適切な管理
紙カルテの適切な保管、電子カルテに係る運用規程の遵守など患者の診療情報を厳格に管理するとともに、患者・家族に対する診療情報の開示を適切に実施する。医療資源の有効活用を図る。

参考（平成 26 年度計画）

- イ 7 対 1 看護体制の維持
・看護師採用試験の複数回実施や中途採用など多様な採用方法、看護員就職支援金貸与制度を導入し、必要な看護師の確保を図るとともに、適切な人事管理制度や運用病床の運営、業務改善を行い、7 対 1 看護体制を維持する。
- ② 医療の標準化と最適な医療の提供
・クリニカルバスの電子化を進めるとともに、DPC から得られる情報を活用し、同時に、クリニカルバスの点検・見直しを行ふ。
・DPC の導入・診断群分類包括評価（DPC／PDPDS）の導入
・DPC から得られる多様な診療情報を活用し、医療の標準化や効率化を図る。
- ③ 高度医療機器の計画的な更新・整備
中期計画で定めた全ての高度医療機器の更新・整備を完了する。
次期中期計画に向けた高度医療機器の更新・整備計画を策定する。
- (3) 県民に信頼される医療の提供
- ⑦ 医療安全に関する情報の収集・分析
アリスクマネージャーの活用
アリスクマネージャーを活用し、医療安全に関する情報の収集や分析を行ふとともに、各部門のリスク管理責任者への研修などを実施する。
・情報の共有化
より確かな医療安全対策を講じるために、医療従事者間における医療関係情報の共有化を図る。
- ① 医療倫理の確立
患者の尊厳を尊重する医療倫理を確立するため、倫理委員会でのチェックや職員研修を実施する。
- ② 患者・家族との信頼・協力関係の構築
医療の特性・医療行為の内容と効果及び副作用・リスクに関する十分な説明と理解（インフォームド・コンセント）に基づき、最適な医療を提供する。また、医療行為等に関して、医療行為の相違などが生じた場合には、担当医師等を中心として、真摯にかつ適切な対応を図る。
- ③ 医薬品等に関する情報の的確な提供
医薬品の処方、投薬の安全性の確保に努めるとともに、处方上の留意点など医薬品情報の共有化を図り、患者に対する服薬指導を実施する。
- ④ 患者サービスの向上
プロンク受付業務、会計・精算業務の見直し等を行い、各科受付から精算までの患者の流れをさらに円滑にするとともに、病院職員の接遇強化も図っていく。
- ⑤ 診療情報の適切な管理
紙カルテの適切な保管、電子カルテに係る運用規程の遵守など患者の診療情報を厳格に管理するとともに、患者・家族に対する診療情報の開示を適切に実施する。医療資源の有効活用を図る。
- ⑥ 診療情報の適切な管理
紙カルテの適切な保管、電子カルテに係る運用規程の遵守など患者の診療情報を厳格に管理するとともに、患者・家族に対する診療情報の開示を適切に実施する。

中期計画・年度計画

第 2 期 中 期 計 画

平成 27 年度計画（案）

2 医療に関する調査及び研究
医療に関する調査及び研究を活用した調査及び研究を進め、その成果を国内外に積極的に発表する。また、調査及び研究を取り組むにあたっては、関係法令・指針等の遵守に努める。

(1) 新薬開発等への貢献
新薬の開発等に貢献するため、治癒の効果や安全性を確認するための治験を積極的に実施するとともに、臨床試験管理センターにより、治験の円滑な実施と関連部署との連携強化を図る。

(2) 各種調査研究の推進
医療技術の向上に貢献するため、豊富な臨床事例をもとに、各種調査研究を県立大学等と連携し、積極的に推進する。

3 医療に関する技術者の研修
医療従事者の研修の充実に取り組むとともに、他の医療機関との交流を進めること。

(1) 医療従事者の研修の充実

① 医師の専門性の向上
研修体制の充実や専門医・認定医等の資格取得を支援するとともに、医師の専門性の向上を図る。

② 認定看護師等の資格取得の促進
認定看護師等の資格取得を支援するとともに、資格を取得しやすい環境を整える。

③ 研修の充実
院内研修会の開催をはじめ、先進的な研修・研究会への派遣などにより、職員の資質の向上を図る。

(2) 県内の医療水準の向上

① 地域医療従事者の研修
他の地域医療機関の医療従事者を対象とした病院セミナーの定期的な開催など、医療技術の向上に資する研修を実施する。

② 研修、実習等の実施
他の医療機関の医療従事者などを対象に、拠点病院として有する知識や技術を活かして、がん診療、感染症診療等に係る研修を実施する。

③ 医療従事者養成機関からの実習生の受け入れ
看護師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師等を目指す実習生を養成機関から積極的に受け入れ、人材養成の支援に努める。

4 医療に関する地域への支援

地域医療機関との連携の強化及び機能の分担を図る中で、県立病院機構の機能を活かし、医療に関する地域への支援を行う。

(1) 地域医療機関との協力体制の強化
県立中央病院が、他の医療機関との協力のもと、病院と病院との連携や病院と診療所との連携である、いわゆる病病・病診連携を推進し、県全体として県民に適切な医療を提供できる体制を構築するため、地域医療機関の承認に向けた取組を進めること。

(2) 医療法の普及に努めるなど、医療法（昭和23年法律第205号）第4条に定められた地域医療支援病院の承認に向けた取組を進めること。

参考（平成26年度計画）

2 医療に関する調査及び研究

(1) 新薬開発等への貢献
新薬の開発等に貢献するため、治癒の効果や安全性を確認するための治験を積極的に実施するとともに、臨床試験管理センターにより、治験の円滑な実施と関連部署との連携強化を図る。

(2) 各種調査研究の推進
医療技術の向上に貢献するため、臨床事例をもとに、各種調査研究を積極的に推進する。

3 医療に関する技術者の研修

(1) 医療従事者の研修の充実

① 医師の専門性の向上
研修体制の充実や専門医・認定医等の資格取得を支援するとともに、医師の専門性の向上を図る。

② 認定看護師等の資格取得促進
認定看護師等の資格取得を支援するとともに、資格を取得しやすい環境を整える。

③ 研修の充実
院内研修会の開催をはじめ、先進的な研修・研究会への派遣などにより、職員の資質の向上を図る。

(2) 県内の医療水準の向上

① 地域医療従事者の研修
他の地域医療機関の医療従事者を対象とした病院セミナーの定期的な開催など、医療技術の向上に資する研修を実施する。

② 研修、実習等の実施
他の医療機関の医療従事者などを対象に、拠点病院として有する知識や技術を活かして、がん診療、感染症診療等に係る研修を実施する。

③ 医療従事者養成機関からの実習生の受け入れ
看護師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師等を目指す実習生を養成機関から積極的に受け入れ、人材養成の支援に努める。

4 医療に関する地域への支援

地域医療機関との連携の強化及び機能の分担を図る中で、県立病院機構の機能を活かし、医療に関する地域への支援を行う。

(1) 地域医療機関との協力体制の強化
県立中央病院が、他の医療機関との協力のもと、県全体として県民に適切な医療を提供できる体制を構築するため、地域連携センターを中心に行介推進し、紹介率・逆紹介率の向上や登録医制度の普及によるなど、医療法（昭和23年法律第205号）第4条に定められた地域医療支援病院への後方支援など、医療法（昭和23年法律第205号）第4条に定められた地域医療支援病院の承認に向けた取り組みを進めること。

中期計画・年度計画

第2期中期計画

平成27年度計画(案)

		参考(平成26年度計画)
(2) 地域医療への支援		(2) 地域医療への支援 ① 医療機器の共同利用 県立中央病院の施設、設備、高度・特殊な医療機器の共同利用などを進める。 ② 臨床研修医、専修医の受け入れ態勢の強化 県立病院機構の機能を活かした研修プログラムの内容の充実を図ることとともに、指導医の育成、資質向上に取り組む。 ③ 公的医療機関への支援 県立病院機構の医師の増員を図る中で、公的医療機関への外来診療の協力体制を推進する。
(3) 地域社会への協力		(3) 地域社会への協力 ① 救急救命士の育成 救命救急センターの機能を活かして、救急救命士の育成に努める。 ② 看護師養成機関等への講師派遣 看護師養成機関での授業や地域医療機関の医療従事者を対象とした研修会などに対し、講師を派遣する。 ③ 公的機関からの医療に関する鑑定・調査への協力 公的機関からの医療に関する鑑定や調査について積極的に協力する。
5 災害時ににおける医療救援		5 災害時ににおける医療救援 ① 医療救援活動の拠点機能 ・ 大規模災害を想定したトリアージ訓練などを定期的に行うとともに、災害発生時には、知事の要請に応じてDMA-Tを派遣するなど、基幹災害拠点病院としての機能を発揮する。 ② 他県等の医療救援への協力 他県等の大規模災害等においても、知事の要請に応じてDMA-T等を派遣するなど、積極的に医療救援活動に協力する。
5 災害時の病院としての運営		5 灾害時の病院として、日常から災害発生時における適切な医療救援活動が実施できるよう訓練などとともに、災害時ににおいては、山梨県地域防災対策計画(大規模災害時医療救援マニユアル)に基づき、迅速な医療救援活動に取り組む。 ① 医療救援活動の拠点機能 ・ 大規模災害を想定したトリアージ訓練などを定期的に行うとともに、災害発生時には、知事の要請に応じてDMA-Tを派遣するなど、基幹災害拠点病院としての機能を発揮する。 ② 他県等の医療救援への協力 他県等の大規模災害等においても、知事の要請に応じてDMA-T等を派遣するなど、積極的に医療救援活動に協力する。
第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置		第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
1 医療環境の変化に対する運営体制の構築	1 医療環境の変化に対する運営体制の構築 ・ 医療を取り巻く環境の変化に柔軟に対応するため、職員の機動的配置に努める。 ・ 医療及び病院経営に関する情報を分析し、その分析結果を活用することで、医療環境の変化に対応できる運営体制の構築に努める。	1 簡素で効率的な運営体制の構築 (1) 病院機構内における適切な権限配分 ・ 效率的で効果的な管理運営を図るために、隨時見直しを行い、適切な権限配分を行う。 (2) 業務の効率化 ・ 両病院で共通する、薬品・一部の診療材料及び複数機器レンタルに係る集約化契約を締結する。
2 効率的な業務運営の実現	2 効率的な業務運営の実現 委託業務の適正化の検討や職員が一丸となって、業務内容の課題発見や改善を随時行うよう努める。 ・ 医療ニーズの多様化・高度化、患者動向などを踏まえ、必要な職員を機動的配置を構築し、職員を複数とすることで、医療サービスの向上と運営改善に取り組む。	2 効率的な業務運営の実現 (1) 車両的な職員配置 ・ 医療ニーズの多様化・高度化、患者動向などを踏まえ、必要な職員を機動的配置するとともに、法人内における彈力的な配置を進めること。 (2) 外部委託の適正化 ・ 適正な外部委託を継続する。

中期計画・年度計画

第 2 期 中 期 計 画

平成 27 年度計画（案）

3 経営基盤を強化する収入の確保、費用の節減	3 経営基盤を強化する収入の確保、費用の節減
(1)診療報酬請求の事務の強化 診療報酬請求業務の専門研修の実施やプロパーカ化等により、診療報酬部門の強化を図り、診療報酬改定に迅速かつ適切に対応することができる人材体制の強化を図る。 ・診療報酬改定による医療従事者の配置及び勤務状況を把握するとともに、医療従事者が安心して働くことができるよう、仕事と生活の調和の取扱いを実現する。 ・レセプト請求の迅速化及び減点防止を徹底する。	(1)診療報酬請求の事務の強化 診療報酬請求業務の担当職員を増員し、診療報酬請求事務の強化を図る。 ・診療報酬改定による医療従事者の配置及び勤務状況に因る院内研修を実施する。 (2)料金収入の見直し 診療報酬基準以外の料金について、新規需要等を的確に捉え、随時適正な料金の設定を図る。
(3)未収金対策 患者負担金に係る未収金については、定期的な請求・督促をはじめ、未収金の発生を防止するとともに、回収業務の専門家の活用など、早期回収に努める。	(2)料金収入の見直し 新規需要等を的確に捉え、随時、適正な料金設定を行う。 (3)未収金対策 患者負担金に係る未収金については、定期的な請求・督促をはじめ、未収金の発生を防止するとともに、回収業務の専門家の活用など、早期回収に努める。
(4)材料費の適正化 料金の割合が高くなると同時に、院内の関係者で構成される院内委員会により効率性・効果等の必要性及びコストを比較し、適正な選択を行う。 ・後発医薬品の採用、同種同等品への切替等による材料費の適正化に努める。	(4)料金収入の見直し 診療報酬基準以外の料金について、新規需要等を的確に捉え、随時適正な料金の設定を図る。 (3)未収金対策 患者負担金に係る未収金については、定期的な請求・督促をはじめ、未収金の発生を防止するとともに、回収業務の専門家の活用など、早期回収に努める。
4 事務部門の専門性の向上 医療事務に精通したプロパー職員の採用や事務職員に必要な知識の習得のための研修の実施など、県立病院機構が行う業務に必要な法令、会計、診療報酬体系等に精通した事務職員の育成に努める。	4 事務部門の専門性の向上 車務職員の専門性を高めるため、事務職員のプロパー化を推進する。
5 職員の経営参画意識の向上 (1)経営関係情報の周知 医療事務に精通したプロパー職員の採用や事務職員に必要な知識の習得のための研修の実施など、県立病院機構が行う業務に必要な法令、会計、診療報酬体系等に精通した事務職員の育成に努める。	5 経営参画意識を高める組織文化の醸成 (1)経営改善の状況に応じたメリットシステムの導入 ・メリットシステムについて検討し、導入を図る。
(2)取組の共有化 中期計画等に掲げる取組について、病院全体で共通認識をしたうえ、その取組状況の共有を図る。	(2)経営関係情報の周知 ・職員会議等で活用し、わかりやすく職員に周知し、職員の経営参画意識を高める。
(3)職員提案の奨励 職員の提案に対する参画意識や目標達成に向けた意欲を高めるため、職員提案を奨励し、提案された内容について、貢献された職員に表彰をしていく。	(3)職員提案の奨励 ・職員会議等に掲げる取組について、病院全体で共通認識をしたうえ、その取組状況の共有を図る。
6 職場環境の整備 (1)働きやすい職場環境の整備 各現場における医療従事者の配置及び勤務状況を把握するとともに、医療従事者が安心して働くことができるよう、仕事と生活の調和の取扱いを実現する。	6 職場環境の整備 (1)働きやすい職場環境の整備 ・職員満足度調査の実施 ・職員満足度調査に向け、各現場における職員の感想や意見をより的確に把握するため、職員満足度調査を実施する。
(2)資格取得を含む研修の充実 病院職員の職務能力の高度・専門化を図るため、資格取得を含む研修を充実する。	(2)資格取得を含む研修の充実 ・病院職員の職務能力の高度・専門化を図るため、資格取得を含む研修を実施する。
(3)公平で客観的な人事評価システムの導入 職員の業績や能力を、給与に反映させるとともに、職員の人材育成及び人事管理に活用するための簡素で公平な人事評価制度を構築する。	(3)公平で客観的な人事評価システムの導入 ・職員の業績や能力を、給与に反映させるとともに、職員の人材育成及び人事管理に活用するための簡素で公平な人事評価制度を構築する。

第 2 期 中 期 計 画

中期計画・年度計画

平成 27 年度計画（案）			参考（平成 26 年度計画）		
第 3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画			第 3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画		
1 予算（平成27年度～平成31年度）			1 予算（平成26年度）		
区 分	金 額	(単位 百万円)	区 分	金 額	(単位 百万円)
収入			収入		
営業収益	111,461		営業収益	22,436	
医業収益	92,999		医業収益	18,656	
運営費負担金	17,154		運営費負担金	3,512	
その他の営業収益	1,308		その他の営業収益	263	
営業外収益	2,081		営業外収益	469	
運営費負担金	1,171		運営費負担金	258	
その他営業外収益	910		その他営業外収益	201	
資本収入	5,576		資本収入	1,690	
運営費負担金	0		運営費負担金	0	
長期借入金	5,576		長期借入金	1,690	
その他資本収入	0		その他資本収入	0	
その他の収入	0		その他の収入	0	
計	119,118		計	24,595	
支出			支出		
営業費用	95,713		営業費用	19,277	
医業費用	94,870		医業費用	19,153	
給与費	45,352		給与費	9,308	
材料費	31,144		材料費	6,069	
経費	17,838		経費	3,661	
研究研修費	536		研究研修費	115	
一般管理費	843		一般管理費	124	
営業外費用	1,701		営業外費用	388	
資本支出	23,879		資本支出	5,905	
建設改良費	9,809		建設改良費	3,050	
償還金	14,070		償還金	2,855	
その他の支出	0		その他の支出	0	
計	121,293		計	25,570	

【人件費の見積り】
期間中総額46,015百万円を支出する。

なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。

【運営費負担金のルール】

救急医療等の政策医療経費については、地方独立行政法人法第85条第1項の規定により算定された額とする。
長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金は、経常費助成のための運営費負担金とする。

【人件費の見積り】

期間中総額9,394百万円を支出する。

なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。

【運営費負担金のルール】

救急医療等の政策医療経費については、地方独立行政法人法第85条第1項の規定により算定された額とする。
長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金は、経常費助成のための運営費負担金とする。

【人件費の見積り】
期間中総額9,017百万円を支出する。

なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。

【運営費負担金のルール】

救急医療等の政策医療経費については、地方独立行政法人法第85条第1項の規定により算定された額とする。
長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金は、経常費助成のための運営費負担金とする。

中期計画・年度計画

第2期中期計画

2 収支計画(平成27年度～平成31年度)

(単位 百万円)

区 分	金 銭
収入の部	
営業収益	113,851
医業収益	111,835
運営費負担金収益	92,827
資産見返負債戻入	17,154
その他営業収益	546
営業外収益	1,308
運営費負担金収益	2,016
その他営業外収益	1,171
臨時利益	845
支出の部	0
営業費用	110,406
医業費用	104,168
給与費	103,343
材料費	45,320
経費	29,362
減価償却費	16,417
研究研修費	12,752
一般管理費	492
営業外費用	825
臨時損失	5,988
純利益	250
目的積立金取崩額	3,445
純利益	0
目的積立金取崩額	3,445
純利益	0

2 収支計画(平成27年度)

(単位 百万円)

区 分	金 銭
収入の部	
営業収益	22,978
医業収益	22,529
運営費負担金収益	18,606
資産見返負債戻入	3,512
その他営業収益	143
営業外収益	268
運営費負担金収益	449
その他営業外収益	268
臨時利益	181
支出の部	0
営業費用	22,316
医業費用	21,096
給与費	20,977
材料費	9,296
経費	5,526
減価償却費	3,188
研究研修費	2,866
一般管理費	101
営業外費用	119
臨時損失	1,110
純利益	110
目的積立金取崩額	632
純利益	0
目的積立金取崩額	632
純利益	0

参考(平成26年度計画)

2 収支計画(平成26年度)

(単位 百万円)

区 分	金 銭
収入の部	
営業収益	21,958
医業収益	21,478
運営費負担金収益	17,826
資産見返負債戻入	3,205
その他営業収益	183
営業外収益	264
運営費負担金収益	480
その他営業外収益	304
臨時利益	176
支出の部	0
営業費用	21,355
医業費用	20,088
給与費	19,984
材料費	8,932
経費	5,021
減価償却費	3,186
研究研修費	2,738
一般管理費	107
営業外費用	104
臨時損失	1,227
純利益	40
目的積立金取崩額	603
純利益	603

3 資金計画(平成26年度)

(単位 百万円)

区 分	金 銭
資金収入	33,624
業務活動による収入	21,809
診療業務による収入	17,451
運営費負担金による収入	3,508
その他の業務活動による収入	450
投資活動による収入	0
運営費負担金による収入	0
その他の投資活動による収入	0
財務活動による収入	758
長期借入金による収入	758
その他の財務活動による収入	0
前事業年度からの繰越金	11,057
資金支出	33,624
業務活動による支出	18,383
給与費支出	9,017
材料費支出	5,384
その他の業務活動による支出	3,982
投資活動による支出	760
固定資産の取得による支出	0
その他の投資活動による支出	0
財務活動による支出	2,326
長期借入金の返済による支出	619
長期借入金の返済による支出	1,661
移行前地方債償還債務による支出	46
その他の財務活動による支出	12,155
翌事業年度への繰越金	12,155

3 資金計画(平成27年度)

(単位 百万円)

区 分	金 銭
資金収入	38,237
業務活動による収入	22,905
診療業務による収入	18,635
運営費負担金による収入	3,780
その他の業務活動による収入	470
投資活動による収入	0
運営費負担金による収入	0
その他の投資活動による収入	0
財務活動による収入	1,690
長期借入金による収入	1,690
その他の財務活動による収入	0
前事業年度からの繰越金	13,642
資金支出	38,237
業務活動による支出	19,664
給与費支出	9,394
材料費支出	6,069
その他の業務活動による支出	4,201
投資活動による支出	3,004
固定資産の取得による支出	0
その他の投資活動による支出	2,901
財務活動による支出	1,261
長期借入金の返済による支出	1,594
移行前地方債償還債務による支出	46
その他の財務活動による支出	11,487
次期中期目標期間からの繰越金	11,487

3 資金計画(平成27年度～平成31年度)

(単位 百万円)

区 分	金 銭
資金収入	132,761
業務活動による収入	97,415
診療業務による収入	46,015
運営費負担金による収入	31,144
その他の業務活動による収入	20,256
投資活動による支出	9,809
固定資産の取得による支出	0
その他の投資活動による支出	4,201
財務活動による支出	3,004
長期借入金による支出	2,901
長期借入金の返済による支出	1,261
移行前地方債償還債務による支出	1,594
その他の財務活動による支出	8,141
次期中期目標期間からの繰越金	0
資金支出	11,487
業務活動による支出	18,383
給与費支出	9,017
材料費支出	5,384
その他の業務活動による支出	3,982
投資活動による支出	760
固定資産の取得による支出	0
その他の投資活動による支出	0
財務活動による支出	2,326
長期借入金の返済による支出	619
長期借入金の返済による支出	1,661
移行前地方債償還債務による支出	46
その他の財務活動による支出	12,155

中期計画・年度計画

第2期中期計画				平成27年度計画(案)				参考(平成26年度計画)			
第5 短期借入金の限度額				第4 短期借入金の限度額				第4 短期借入金の限度額			
1 限度額 1,000百万円				1 限度額 1,000百万円				1 限度額 1,000百万円			
2 想定される短期借入金の発生理由 運営費負担金の交付時期の遅れ等による一時的な資金不足への対応				2 想定される短期借入金の発生理由 運営費負担金の交付時期の遅れ等による一時的な資金不足への対応				2 想定される短期借入金の発生理由 運営費負担金の交付時期の遅れ等による一時的な資金不足への対応			
第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし				第7 剰余金の使途 決算において剰余金を生じた場合は、将来の病院施設や医療機器の整備費用等 に充てる。				第5 剰余金の使途 決算において剰余金を生じた場合は、将来の病院施設や医療機器の整備費用等 に充てる。			
第8 料金に関する事項				第9 その他業務運営に関する重要事項				第6 その他業務運営に関する重要事項			
1 費用料及び手数料				理事長は、使用料及び手数料として、次に掲げる額を收受する。 (1)健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の基づく方法により算定した額 (2)健康保険法第55条第1項(同法第149条において準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第74条第2項の規定に基づく基準により算定した額 (3)(1)、(2)以外のものについては、別に理事長が定める額				1 保健医療行政への協力 県などが進める保健医療行政に積極的に協力する。			
2 使用料等の減免				理事長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減免することができる。				2 法令・社会規範の遵守 県立の病院としての公的使命を適切に果たすため、医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、内部規律の策定、倫理委員会によるチェック等を通じて、職員の行動規範と倫理を確立する。			
第9 その他業務運営に関する重要事項				3 積極的な情報公開 運営の透明性の確保に努め、年度計画の策定期や評査委員会の評価を受けてからなどに、ホームページを活用し、業務内容や業務改善等の情報を発信し、情報発信に積極的に取り組む。				3 積極的な情報公開 運営の透明性の確保に努め、年度計画の策定期や評査委員会の評価を受けてからなどに、ホームページを活用し、業務内容や業務改善等の情報を発信し、情報発信に積極的に取り組む。			
1 保健医療行政への協力 県などが進める保健医療行政に積極的に協力する。				4 山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第5条で定める事項				4 山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第5条で定める事項			
2 法令・社会規範の遵守 県立の病院としての公的使命を適切に果たすため、医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、内部規律の策定、倫理委員会によるチェック等を通じて、職員の行動規範と倫理を確立する。				(1)施設及び設備に関する計画				(1)施設及び設備に関する計画			
3 積極的な情報公開 運営の透明性の確保に努め、年度計画の策定期や評査委員会の評価を受けてからなどに、ホームページを活用し、業務内容や業務改善等の情報を発信し、情報発信に積極的に取り組む。				施設及び設備の内容 病院施設、医療機器等 整備				施設及び設備の内容 病院施設、医療機器等 整備			
4 山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第5条で定める事項				予定額 3,004百万円				予定額 760百万円			
5 山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第5条で定める事項				(2)人事に関する計画				(2)人事に関する計画			
(1)施設及び設備に関する計画				政策医療の確実な実施や質の高い医療の提供に向け、医療従事者の確保など、適切な人事管理を行う。				政策医療の確実な実施や質の高い医療の提供に向け、医療従事者の確保など、適切な人事管理を行う。			
(2)人事に関する計画				(3)積立金の処分に関する計画 前期中期目標期間繰越積立金について、病院施設や医療機器の整備費用等に充てる。				(3)積立金の処分に関する計画 前期中期目標期間繰越積立金について、病院施設や医療機器の整備費用等に充てる。			
(3)積立金の処分に関する計画 前期中期目標期間繰越積立金について、病院施設や医療機器の整備費用等に充てる。				(4)その他の運営に関する必要な事項				(4)その他の運営に関する必要な事項			